

別記第1号様式（第2条関係）

（表）
道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協議書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所
氏名 印
〔法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり協議します。

道外産業廃棄物の搬入の目的		
道内に搬入しようとする道外産業廃棄物	種類	
	数量	t
	性状	
	荷姿	
道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設	名称	
	所在地 (電話番号)	()
道外産業廃棄物の排出の工程		
道外産業廃棄物の搬入の期間		年 月 日から 年 月 日まで
道外産業廃棄物の運搬の経路	経路	
	積替保管の有無	
道外産業廃棄物の処理の内容	処理の概要・工程	
	循環的な利用の区分	〔再使用・再生利用・熱回収・発電・ 複合熱利用〕
	循環的利用率	% 算出の根拠を示すこと。
	他の法令で基準が定められている場合は、その法令の名称及び率	

(裏)

	残さ発生率	%	
	残さの処理の方法	算出の根拠を示すこと。	
	再生品の利用の方法		
当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法			
生活環境の保全のために講ずる措置の内容			
道内において道外産業廃棄物の処理を行う者	運搬 1	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)	()
		北海道知事等の許可の年月日・ 許可番号	第 年 月 日号
	運搬 2	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)	()
		北海道知事等の許可の年月日・ 許可番号	第 年 月 日号
	処分	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)	()
		北海道知事等の許可の年月日・ 許可番号	第 年 月 日号

備考

- 1 規則第2条第3項各号に掲げる書類を添付すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「道内において道外産業廃棄物の処理を行う者」の欄のうち、「運搬1」の欄には道外産業廃棄物の道外から道内への搬入に係る運搬を行う者について、「運搬2」の欄には道外産業廃棄物の道内における運搬を行う者について記載すること。
- 4 「北海道知事等の許可の年月日・許可番号」の欄には、当該処理に係る許可の内容を記載すること。
- 5 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式(第3条関係)

道外産業廃棄物の道内搬入に係る変更協議書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所
氏名 印
(法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり協議します。

変更予定年月日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

備考

- 1 規則第2条第3項各号に掲げる書類のうち変更しようとする内容に係る書類を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式(第3条関係)

道外産業廃棄物の道内搬入に係る軽微変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所
氏名 印
(法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第25条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変 更 後	変 更 前
変更の理由		

備考

- 1 規則第2条第3項各号に掲げる書類のうち変更した内容に係る書類を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式(第4条関係)

道外産業廃棄物の搬入及び処理に係る実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所
氏名 印
(法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第26条の規定により、次のとおり報告します。

道外産業廃棄物を搬入した期間	年 月 日から 年 月 日まで
搬入した道外産業廃棄物	種類
	数量 t
道外産業廃棄物の処分先	
道外産業廃棄物の処分の内容	
循環的利用率(実績値)	(再使用率・再生利用率・熱回収率・発電効率・ 複合熱利用率) %
残さ発生率(実績値)	%

備考

- 1 この報告は、6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における道外産業廃棄物の搬入について行うこと。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式(第6条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>証 明 書</p> <p>所属 職 氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、北海道循環型社会形成の推進に関する条例第30条及び第35条の規定により立入検査をする者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>北海道知事 印</p>
<p>(写真)</p> <p>交付責任者の割印</p>

(裏)

北海道循環型社会形成の推進に関する条例(抜粋)

(道外産業廃棄物の搬入又は処理に係る立入検査)

第30条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(産業廃棄物の保管に係る立入検査)

第35条 知事は、第31条の規定の施行に必要な限度において、そ

の職員に、事業者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(4) 第30条第1項又は第35条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

縦 120ミリメートル

横 80ミリメートル

産業廃棄物保管場所届出書

年 月 日

北海道知事 様

事業者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第31条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

保管の目的		積替え ・ 処分等
保管しようとする産 業廃棄物	種類	
	排出場所	
保管の開始予定年月日		年 月 日
保管の場所の所在地		
産業廃棄物の保管の 方法	保管の状況	屋内・屋外・その他()
	保管のための容器の使用の有無	有 ・ 無
保管の場所の面積		m ²
積替え又は処分等のための保管上限		m ³ ・t
保管の高さ		m
積替えのための保管の場合にあっては、当該保管の場 所における 1 日当たりの平均搬出量		m ³ ・t / 日
処分等のための保管の場合にあっては、当該産業廃棄 物の処理に係る施設の名称及び 1 日当たりの処理能力		名称() m ³ ・t / 日
産業廃棄物の処理の計画		
保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先		

備考

- 1 規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第7号様式(第7条関係)

産業廃棄物保管場所変更等届出書

年 月 日

北海道知事 様

事業者 住所
氏名 印
(法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

保管の場所の所在地		
(変更・廃止)年月日	年 月 日	
変更の内容	変更後	変更前
(変更・廃止)の理由		

備考

- 1 変更の場合にあっては、規則第7条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更した内容に係る書類又は図面を添付すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。